

令和 3 年

第 1 回 臨時教育委員会

我孫子市教育委員会

令和3年第1回臨時教育委員会日程

日 時 令和3年8月6日（金） 午前9時30分から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
蒲田 知子

日程第2 議 案
議案第1号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

（文化・スポーツ課）

目 次

議案第 1 号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

・ ・ ・ ・ 1

議案第 1 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 3 年 8 月 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

大規模改修工事を実施した我孫子市民体育館のメインアリーナ及びサブア
リーナについて、受益者負担の適正化のため、使用料を改定するとともに、条
文を整備するため、提案するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前								
別表（第11条、第17条関係）						別表（第11条、第17条関係）								
使用区分					使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）	使用区分					使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）			
専 用 使 用 ア リ 一 ナ	メ 入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	全 面	1,400 円	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	全 面	1,200 円	専 用 使 用 ア リ 一 ナ	メ 入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	全 面	2,800 円
				半 面	700円		半 面	600円						
				全 面	2,800 円		全 面	2,400 円						
				半 面	1,400 円		半 面	1,200 円						
			そ の 他 の 場 合	全 面	8,000 円	そ の 他 の 場 合	全 面	6,600 円						
				半 面	4,000 円		半 面	3,300 円						

	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		全面	12,000円
				半面	6,000円
		その他の場合		全面	31,000円
				半面	15,500円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下・65歳以上	800円	
		その他の場合		一般	1,600円
			その他の場合		2,400円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		7,200円	
その他の場合		9,600円			
武道場の目から庭球場夜間照明施設の目まで 略				略	
個人使用	メインアリーナ サブアリーナ	高校生以下・65歳以上	100円		
		一般	200円		

	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		全面	9,600円
				半面	4,800円
		その他の場合		全面	26,400円
				半面	13,200円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下・65歳以上	750円	
		その他の場合		一般	1,500円
			その他の場合		2,000円
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		6,000円	
その他の場合		8,000円			
武道場の目から庭球場夜間照明施設の目まで 略				略	
個人使用					

武道場	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	90円
	一 般	190円
トレーニング室	略	略

備考

1 略

2 略

3 略

<u>サブアリーナ</u> 武道場	高 校 生 以 下 ・ 65 歳 以 上	90円
	一 般	190円
トレーニング室	略	略

備考

1 略

2 サブアリーナは、メインアリーナと同時に使用する場合に限り、専用使用することができる。

3 略

4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。